

Legal Networks

05

労働保険年度更新の時期が近づいてきました ～年度更新の流れ～

今年も労働保険（労災保険と雇用保険）の年度更新の季節が近づいてまいりました。

労働保険料は、1年ごと（今年4月～翌年3月）の賃金総額の見込み額から保険料を算出し、概算払い（前払い方式）をする仕組みが取られています。

労働保険の年度更新では、今年度の保険料の概算を見積り、昨年度の保険料の確定をして、昨年度多く支払っていた分は今年度の概算保険料額から差し引きし、足りなかった分は上乗せして支払いをする（精算）という作業をします。

賃金総額には、給与のほかに賞与も含まれます。

労災保険適用者の給与・賞与額に労災保険料をかけたものと、雇用保険適用者の給与・賞与額に雇用保険料をかけたものとを合算したものが、労働保険料です。（4/1において64歳以上の人は雇用保険のみ保険料が免除になります。）

弊社リーガルネットワークスにて手続きを代行させていただいているお客様は、労働局から労働保険料申告に関する届出書類が届きましたら、担当者までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

給与計算事務 住民税特別徴収に関する事務

5月中旬に貴社へ、従業員の居住地の各市区町村から「H30年度 給与所得にかかる住民税 特別徴収税額の決定通知書」というものが、次々と送られてきます。

これは、6月より給与から控除する各個人の住民税額が記載されている大事な通知です。

それぞれの市区町村から送られてきますので、数が多くなってしまいますが、なくされないよう、給与計算担当者までお渡しください。

今年に入ってお引越しをされた方の決定通知書は、旧居住地の市区町村から通知が届きますが、それで問題はありません。

住民税は前年1年間（1/1～12/31）の給与所得にかかる税金です。今年1年の納付先は前年の住所地の市区町村になります。



～子ども・子育て拠出金率改定～

平成30年4月より、子ども・子育て拠出金率が改定されました！

1,000分の2.3



1,000分の2.9

H30.4月分（5月納付分）～変更

5月の労務管理スケジュール

- 労務** 5/1～5/31
4月分の社会保険料の納付
- 労務** 5/1～5/10
4月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付
- 労務** 労働保険料概算・確定申告の届出用紙が届きます。受け取りましたら弊社手続き担当までご連絡ください！
- 税務** 住民税決定通知書が各従業員の市区町村から届きます。受け取りましたら弊社給与担当までご連絡ください！



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所 リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaiakanrikenkvuio.jp>
TEL:03-6403-0861

2018.5月号